

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画							令和4年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期						定量的	定性的			
			<p>【一者応札・応募の改善に向けた審査・管理の強化】</p> <p>① 競争入札及び企画競争を実施する案件について、手続きを開始する際には前回の同種事業の一般競争入札等において一者応札又は一者応募となった事業について「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用し、競争性を向上させる取組を実施する。</p> <p>② 一者応札・応募になった案件について、応札・応募しなかった業者に対し、その理由を確認するためのアンケート調査又はヒアリングを実施し、一者応札の改善に活用する。</p> <p>③ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を行う。特に、前年度に引き続き一者応札・応募となった案件を重点的に検証対象とし、一者応札・応募に係るアンケート調査又はヒアリングの結果を踏まえ、一者応札・応募の改善の取組を検討する。</p> <p>④ 上記③のうち、公益法人が2年連続一者応札・応募で受注している案件等は、調達担当課による点検・見直しの結果を取りまとめて公表する。</p> <p>⑤ 契約監視委員会等による個別審査の対象となった一者応札・応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、検証を踏まえた成果について次年度の同委員会に報告する。</p>	令和2年度の競争契約及び企画競争による随意契約の契約件数5,052件のうち8%(件数ベース)が一者応札・応募の契約であるが、事前事後の改善取組や外部有識者による事前事後の検証などにより、当該割合は改善可能と考えられるため。	A	-	前年度に引き続き一者応札・応募となった案件を重点的に契約監視委員会等の事後検証対象とすることにより、競争性の向上に努める。	令和5年3月まで	A	-	<p>① 前回の同種事業の一般競争入札等において一者応札又は一者応募となった事業については、競争入札及び企画競争の公告・公募手続きを開始する際に「一者応札・応募の改善チェックリスト」を活用し、内部監査組織が競争性の確保の取組が実施されていることの点検を行った。</p> <p>② 一者応札・応募となった事業については、入札説明会に参加した者等に対し、アンケート調査又はヒアリングを実施した。</p> <p>③ 一者応札・応募になった案件等を中心に、契約監視委員会等による事後検証を行った。</p> <p>④ 公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件等について、調達担当課による点検・見直しの結果を取りまとめて公表した。</p> <p>⑤ 契約監視委員会による個別審査の対象となった一者応札・応募案件について、その要因分析をとりまとめて公表するとともに、(昨年度上半期)一者応札・応募となった案件の検証を踏まえた成果(結果)について同委員会に報告した。</p> <p>上記のほか、令和3年度調達改善計画の年度終了後の自己評価において外部有識者より一者応札・応募の踏み込んだ要因分析等を行うべきとの提案があったことから、令和4年度上半期においてはこれまでの取組について再確認し、年内を目途に改めて包括的な一者応札・応募の要因分析を行うとともに、新たな視点での改善策を取りまとめることとした。</p>	A	<p>② アンケート調査については130件(令和4年度第1四半期分)の回答を徴取することができた。今後、回答内容を基に一者応札・応募の要因分析を行い、今後の競争性の確保に活用することとしている。</p> <p>③ 契約監視委員会を6月と9月の2回開催し、16件の契約案件の個別審査することにより、一者応札・応募となった要因等を詳細に追究することができた。</p> <p>④ 公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件等については、個別案件ごとに改善策を策定することで、今後の競争性の確保に活用することとしている。</p>	随時	-	引き続き実施する。	
		競争環境の整備	<p>【調達情報の提供・開示】</p> <p>① 新規競争参加者の確保を図るため、引き続き、調達予定情報を半期毎にホームページで公表する。</p> <p>② 教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表する。</p> <p>③ メールマガジンの活用による文部科学省での企画競争・公募等の公表、一般競争入札情報に関する調達情報配信を図る。</p> <p>④ 契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表する。</p>	調達予定情報や契約情報の公表や様々なコンテンツにより調達情報を発信することで、契約の公平性、透明性、競争性の向上に効果的であると考えられるため。	B	-	調達予定情報や契約情報を引き続きホームページにて公表し、ホームページ閲覧者の利便性に配慮するとともに、もって契約の公平性、透明性、競争性の向上に努める。	令和5年3月まで	B	-	<p>① 令和4年度下半期の調達予定情報を9月にホームページに公表した。</p> <p>② 教育関係機関や研究機関を主な対象とする事業のうち、企画競争によるものを中心とした「公募情報」を引き続きホームページにて公表した。</p> <p>③ メールマガジンの活用による文部科学省での企画競争・公募等の公表、一般競争入札情報に関する調達情報配信を行った。</p> <p>④ 契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報をホームページで公表した。また、公表漏れ防止の目的から、内部監査組織が調達担当部署からの契約例いを事前監査する際に、契約締結後は遅滞なく契約情報の公表を行うよう書面により都度注意喚起する取組を新たに導入した。</p>	A	<p>① 204件の調達予定情報を事前に公表することにより、企業等の応札・応募に向けた準備期間を確保し、競争性の向上を図った。</p> <p>②③④ 調達予定情報や公募情報、契約情報等の情報発信を適切に実施することにより、特に新規参加者等の応札・応募意欲を喚起することで、競争性の向上を図った。</p>	随時	-	引き続き実施する。	
			<p>【随意契約事前確認公募の実施】</p> <p>① 複数年度に亘り一者応札・応募となっている調達案件のうち、契約監視委員会等による事後検証の結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者が事業を実施し得ることが見込まれるものについては、必要となる特殊な技術又は設備を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認する。</p> <p>② 上記①により随意契約事前確認公募を実施することとした案件について、公募期間中以外でも新規参入希望者の発掘が可能となるよう、ホームページでの恒常的な公表を行う。</p> <p>③ 価格交渉実施要領に基づき、上記①により当該技術等を有している者がいないことを確認できた一部の調達案件及び著作権等により調達先が特定されている一部の調達案件について、契約事務担当者が、仕様書を作成した段階でそれを契約予定者に提示した後、契約予定者の作成した積算内訳書に積算を見直せる余地が無いかを確認する取組(価格交渉)によって、調達案件に適切な仕様及び価格となるよう、調達コスト削減に努める。なお、価格交渉を実施した事例について省内内部部局及び外局等に対して情報共有を行う。</p>	複数年度に亘り一者応札・応募となっている調達のうち、特殊な技術や設備等が不可欠な調達については随意契約へ移行し、契約予定者の提示する価格に見直せる余地がないかを確認することで、一者応札・応募の改善や競争性の向上に効果的であると考えられるため。	A+	H27	随意契約事前確認公募への移行が適切に認められる調達案件について、随意契約事前確認公募を実施する。上記手続きにより随意契約事前確認公募を実施した案件について、ホームページでの恒常的な公表を行う。随意契約事前確認公募に移行した調達案件や、調達先が特定されている調達案件のうち価格交渉の余地があると考えられるものについては省内内部部局及び外局等にて情報共有に努める。	令和5年3月まで	A+	H27	<p>① 複数年度に亘り一者応札・応募となっている調達案件のうち、契約監視委員会等による事後検証の結果、特殊な技術や設備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、必要となる特殊な技術又は設備を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認する。随意契約事前確認公募の活用を促した。</p> <p>② 上記①により随意契約事前確認公募を実施することとした案件について、公募期間中以外でも新規参入希望者の発掘が可能となるよう、ホームページでの恒常的な公表を行った。</p> <p>③ 価格交渉実施要領に基づき、上記①により当該技術等を有している者がいないことを確認できた一部の調達案件及び著作権等により調達先が特定されている一部の調達案件について、契約事務担当者が、仕様書を作成した段階でそれを契約予定者に提示した後、契約予定者の作成した積算内訳書に積算を見直せる余地が無いかを確認する取組(価格交渉)を促し、調達コスト削減に努めた。なお、価格交渉を実施した事例について省内内部部局及び外局等に対して情報共有を行った。</p>	A	<p>③ 随意契約事前確認公募を行った19件について価格交渉を実施した結果、契約予定者が当初提示した価格から約1,200万円(0.6%)の削減効果があった。</p>	随時	-	引き続き実施する。	
		企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査	<p>企画競争及び総合評価落札方式の審査の際には、「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等に基づき適正な審査を実施するとともに、契約を取り巻く状況に合わせた適宜マニュアルの見直しを行う。</p>	企画競争は価格による競争の要素が含まれない随意契約であり、総合評価落札方式においても、価格以外の要素を価格と併せて評価することから、その審査には透明性等が求められると考えられるため。	A	H28	「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等について、契約を取り巻く状況に合わせた必要に応じて見直しを行う。	令和5年3月まで	A	H28	<p>企画競争及び総合評価落札方式の審査の際には「競争性のある随意契約」運用の標準マニュアル等に基づき適切に審査手続きが実施されていることを内部監査組織が点検した。</p>	A	-	<p>総合評価落札方式に新たに導入された「賃上げを実施する企業に関する評価」や「ワークライフバランスに関する評価」について、内部監査組織が調達担当部署からの契約例いの際、マニュアルや事務連絡に基づき、適正な手続きが行われていることを点検・確認することで、各施策の目的達成に寄与した。また、賃上げを実施した企業が落札者となった契約については、事業終了後に実際に賃上げが行われたかをフォローアップすることとされているため、該当する契約に係る情報を会計課で一元的に把握し、事後検証を適切に行えるようになっている。</p>	随時	-	引き続き実施する。
		調達事務のデジタル化の推進	<p>入札説明会のオンラインによる実施や電子メールによる見積書や請書等の徴取に努めるとともに、電子調達システムによる電子入札・電子契約を推奨する旨を事業者等に周知する。また、環境が整った部局から可能な限り電子調達システムを活用した入札を行うこととし、前年度の電子入札・契約率を上回るように努める。</p>		A	R4	電子調達システムによる電子入札などにより、調達事務の効率化や事業者の負担軽減を図る。あわせて、前年度の電子入札・契約率を上回るように努める。(参考:令和2年度の電子入札率約70%、電子契約率約0.3%)	令和5年3月まで	A	R4	<p>入札説明会のオンラインによる実施や電子メールによる見積書や請書等の徴取に努めたほか、電子調達システムによる電子入札・電子契約を推奨する旨を事業者等に周知した。</p>	A	<p>令和4年度の第1四半期における電子応札率は、昨年度の同期における率を上回った。(令和4年度:約50%、令和3年度:約40%)。また、電子契約率も同様に上回った(令和4年度:約2.4%、令和3年度:約1.6%)。</p>	随時	<p>事業者が電子入札・電子契約を促進しても、設備等の事情により実施できない場合があるため、事業者側のデジタル化について理解を深めさせていく必要がある。</p>	引き続き実施する。	
		電力調達、ガス調達の改善	<p>電力の調達、ガスの調達について、一般競争入札により契約を行うことで競争性を高め、調達コスト削減を目指す。電力の調達については、省エネの観点から再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施する。</p>		A	H28	一般競争入札により契約を行うことが可能なものがあつた場合には、一般競争入札を実施する。電力調達では入札にあつた再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施する。	令和5年3月まで	A	H28	<p>電力の調達について、電力の調達コスト削減や温室効果ガス排出削減に向けて落札方式による一般競争入札を5件実施した。なお、入札に当たっては再生可能エネルギー比率30%以上の電力調達を実施したところ、不調となり当該比率を達成できなかった案件があつた。</p>	A	<p>一般競争入札を実施した電力調達のうちの2件では、一般競争入札へ移行前の年度と比較して約66万円(約9%)の削減効果があつた。</p>	随時	<p>電力の調達について一般競争入札に移行することにより競争性や透明性の確保が図られた。</p>	引き続き実施する。	

その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
競争性のない随意契約を行う案件の検証 ・競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうかの検証を行うものとする。 検証は、内部監査組織において事前検証を行うとともに、契約監視委員会等において事後検証を行う。	継続	-	-	-
競争性のない随意契約の公表 ・上記個別案件毎のリスト(随意契約によることとした理由等を含む)を作成し、四半期毎に結果を公表するとともに、省内内部部局及び外局等で情報共有を行うものとする。	継続	-	-	-
インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施 ・規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を実施し、経費及び事務コストの削減を図る。 ・一部の出先施設の水道料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。(※文部科学省の建物は、PFI事業者のとりまとめによる光熱水料の支払が行われているため、クレジットカード決済導入の余地がない) ・公用車のETC料金の支払にクレジットカード決済を引き続き活用する。	継続	-	-	-
会計事務手続の効率化 ・アウトソーシング等による業務の見直しなどにより、会計事務手続の効率化を図る。	継続	○	旅費業務のアウトソーシングについて、文科省と文化庁で一括調達を行うことで、前年度(令和3年度)と比較して約2,000万円(約38%)の削減効果があった。	令和4年4月より文部科学本省と文化庁の会計機関を統合したことに伴い、以下のアウトソーシングを充実・強化、又は新たに実施することとした。 ・補助金・委託費等の支払いに関する事務手続きのアウトソーシングについて、これまでは文部科学本省がその繁忙期に限定して実施していたところ、令和4年度からは通年実施としたこと、文部科学本省に加えて文化庁もあわせて一括調達としたことで、スケールメリットを活かした調達と調達事務の効率化が図られた。 ・庁内で使用する物品請求の取り纏めや、委託事業で取得した物品の委託事業終了後の事務手続きに係るアウトソーシングを継続するとともに、令和4年度末から令和5年度にかけて予定されている文化庁の京都移転に伴う国家公務員宿舎の宿舎料給与控除等業務や宿舎の入退去事務手続きの大幅な増加を見据えて、以下の業務を対象に新たなアウトソーシングを実施した。 ○宿舎料の給与控除と各種書類の作成・発送業務 ○国家公務員宿舎の入居等申請・退去等管理業務 ○宿舎の明渡猶予申請・損害賠償金軽減申請の処理業務 ○財務省からの宿舎に係る調査・照会対応業務 ○国有財産使用許可申請に係る対応業務 ○国家公務員宿舎・国有財産に係る電話対応業務 以上により、一連の事務手続の早期化、国家公務員宿舎・国有財産担当係の業務負担の軽減及び業務の効率化が図られた。
プロジェクトマネージャー等の助言の活用 ・情報システムの調達に当たっては、仕様等についてプロジェクトマネージャー等の助言等の活用に努める。	継続	-	-	-
省内の有益情報の共有 ・決算データ等について、定期的に本省内部部局に情報提供を行い、予算の効率的な執行を図る。	継続	-	-	-

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【日本大学 教授 有川 博】 意見聴取日【令和4年11月1日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
企画競争及び総合評価落札方式の適正な審査	総合評価方式に新たに導入された「賃上げを実施する企業に関する評価」は、これまで例のなかった評価項目であることから、公正性を損なうことのないよう適切な評価基準に基づいて適正に実施されているか、また、評価手続き及び評価結果についての的確に検証されているか、などの点について、自己評価の深掘りが欲しい。	御指摘を踏まえ、修正しました。
その他の取組	取組の効果について記述がなされていないものがあるが、検証中なのか、検証がなされていないのか、わかるようにする必要があります。	御指摘を踏まえ、「－」を記載しました。 なお、「その他の取組」の「取組の効果」欄については、内閣官房行政改革推進本部事務局作成の自己評価の実施要領別紙様式2に記載されている留意事項に従い、「特に効果があったと判断した取組」に該当するもののみ記載しておりますが、全ての取組について進捗状況を把握した上で検証を行っております。